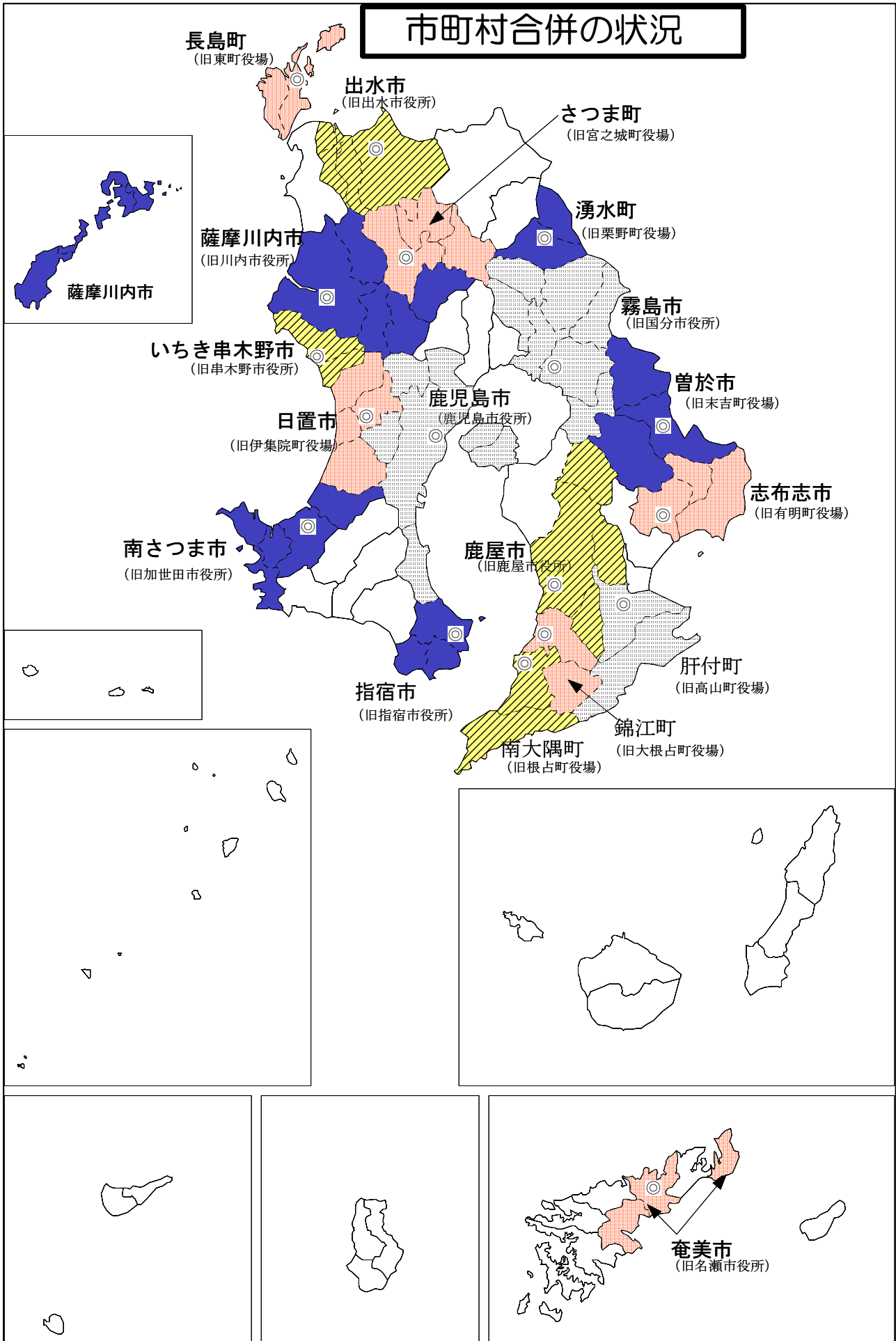


平成18年度
鹿児島県における市町村合併の実態調査

— 参考資料 —

市町村合併の状況(地図)	……………	資料1-1
市町村合併の状況(一覧)	……………	資料1-2
庁舎方式の別及び支所等の課の配置状況	……………	資料2
市町名及び字の名称	……………	資料3
議会議員の定数及び任期の取扱い	……………	資料4
合併を機に新設された部・課・係	……………	資料5
地域審議会等の設置状況	……………	資料6
「権限移譲プログラム」に基づく権限移譲の状況 (市町村別)	……………	資料7-1
「権限移譲プログラム」に基づく権限移譲の状況 (事務別)	……………	資料7-2~5
合併支援(合併推進債)	……………	資料8-1
合併支援(合併特例債)	……………	資料8-2~3
合併支援(合併市町村補助金)	……………	資料8-4~5
合併支援(合併特例交付金)	……………	資料8-6
主な合併協定項目のうち合併前後に課題がある (あった)と考えている事項等	……………	資料9
合併後の市町の取組等	……………	資料10

市町村合併の状況



市町村合併の状況

市町名	合併年月日	合併方式	旧市町村名	事務所位置	人口 (H17国調)
薩摩川内市	H16.10.12	新設	川内市, 樋脇町, 入来町, 東郷町, 祁答院町, 里村, 上甑村, 下甑村, 鹿島村	旧川内市役所	102,370人
鹿児島市	H16.11. 1	編入	鹿児島市, 吉田町, 桜島町, 喜入町, 松元町, 郡山町	鹿児島市役所	604,367人
さつま町	H17. 3.22	新設	宮之城町, 鶴田町, 薩摩町	旧宮之城町役場	25,688人
湧水町	H17. 3.22	新設	栗野町, 吉松町	旧栗野町役場	12,566人
錦江町	H17. 3.22	新設	大根占町, 田代町	旧大根占町役場	10,015人
南大隅町	H17. 3.31	新設	根占町, 佐多町	旧根占町役場	9,897人
日置市	H17. 5. 1	新設	東市来町, 伊集院町, 日吉町, 吹上町	旧伊集院町役場	52,411人
曾於市	H17. 7. 1	新設	大隅町, 財部町, 末吉町	旧末吉町役場	42,287人
肝付町	H17. 7. 1	新設	内之浦町, 高山町	旧高山町役場	18,307人
いちき串木野市	H17.10.11	新設	串木野市, 市来町	旧串木野市役所	32,993人
霧島市	H17.11. 7	新設	国分市, 溝辺町, 横川町, 牧園町, 霧島町, 隼人町, 福山町	旧国分市役所	127,309人
南さつま市	H17.11. 7	新設	加世田市, 笠沙町, 大浦町, 坊津町, 金峰町	旧加世田市役所	41,677人
鹿屋市	H18. 1. 1	新設	鹿屋市, 輝北町, 串良町, 吾平町	旧鹿屋市役所	106,208人
指宿市	H18. 1. 1	新設	指宿市, 山川町, 開聞町	旧指宿市役所	46,822人
志布志市	H18. 1. 1	新設	松山町, 志布志町, 有明町	旧有明町役場	34,770人
出水市	H18. 3. 13	新設	出水市, 野田町, 高尾野町	旧出水市役所	57,907人
奄美市	H18. 3. 20	新設	名瀬市, 住用村, 笠利町	旧名瀬市役所	49,617人
長島町	H18. 3. 20	新設	東町, 長島町	旧東町役場	11,958人

庁舎方式の別及び支所等の課の配置状況

市町名	庁舎方式	支所等の課の配置状況
薩摩川内市	総合支所方式	各総合支所に市民福祉課, 地域振興課等を配置
鹿児島市	窓口サービス中心の支所方式	各支所に総務市民課等を配置
さつま町	総合支所方式	各総合支所に総務管理課, 町民福祉課等を配置
湧水町	総合支所方式 (一部分庁)	農業委員会, 教育委員会, 議会等を吉松庁舎(支所)に設置 支所に地域総務課, 住民福祉課を配置
錦江町	総合支所方式	支所に地域振興課, 住民生活課を配置
南大隅町	総合支所方式	支所に町民福祉課, 保健課を配置
日置市	総合支所方式	各総合支所に地域振興課, 市民生活課等を配置
曾於市	総合支所方式 (一部分庁)	大隅庁舎(支所)に教育委員会を設置 財部庁舎(支所)に福祉事務所及び農業委員会を設置 両支所に地域振興課及び総務・企画部門以外の課を配置
肝付町	総合支所方式	支所に町民生活課, 保健福祉課等を配置
いちき串木野市	総合支所方式 (一部分庁)	教育委員会, 建設部門を市来庁舎(支所)に設置 支所に市民課, 健康福祉課等を配置
霧島市	総合支所方式	各総合支所に市民課, 保健福祉課等を配置
南さつま市	総合支所方式	各総合支所に地域振興課, 市民福祉課等を配置
鹿屋市	総合支所方式	各総合支所に地域振興課, 市民生活課等を配置
指宿市	総合支所方式	各総合支所に地域振興課, 市民生活課等を配置
志布志市	総合支所方式 (一部分庁)	各総合支所に地域振興課, 市民課等を配置 志布志庁舎(支所)に教育委員会を設置 松山庁舎(支所)に農業委員会を設置
出水市	総合支所方式	各総合支所に市民・保健福祉担当課等を配置
奄美市	総合支所方式	各総合支所に市民・保健福祉担当課等を配置
長島町	分庁方式	指江庁舎に農林・土木担当課を設置 (その他分野担当課は本庁舎に設置) 指江庁舎に総合管理課を配置

市町名及び字の名称

市町名	旧市町村名	字の取り扱い
薩摩川内市	川内市, 樋脇町, 入来町, 東郷町, 祁答院町, 里村, 上甑村, 下甑村, 鹿島村	旧川内市以外は従前の字に旧町村名をつける (ただし「村」は「町」に変更してつける)
鹿児島市	鹿児島市, 吉田町, 桜島町, 喜入町, 松元町, 郡山町	旧桜島町と旧喜入町は従前の字に旧町名をつける (ただし「町」はつけない)
さつま町	宮之城町, 鶴田町, 薩摩町	原則, 旧町名はつけない (宮之城屋地のみ例外)
湧水町	栗野町, 吉松町	旧町名はつけない
錦江町	大根占町, 田代町	旧田代町は従前の字に「田代」をつける
南大隅町	根占町, 佐多町	従前の字に旧町名をつける (ただし「町」はつけない)
日置市	東市来町, 伊集院町, 日吉町, 吹上町	従前の字に旧町名をつける
曾於市	大隅町, 財部町, 末吉町	従前の字に旧町名をつける
肝付町	内之浦町, 高山町	旧町名はつけない
いちき串木野市	串木野市, 市来町	旧市町名はつけない
霧島市	国分市, 溝辺町, 横川町, 牧園町, 霧島町, 隼人町, 福山町	従前の字に旧市町名をつける (ただし旧国分市と旧霧島町は「市・町」はつけない)
南さつま市	加世田市, 笠沙町, 大浦町, 坊津町, 金峰町	従前の字に旧市町名をつける (ただし旧加世田市は「市」はつけない)
鹿屋市	鹿屋市, 輝北町, 串良町, 吾平町	旧輝北町・串良町・吾平町は地域自治区名として従前の字に旧町名をつける
指宿市	指宿市, 山川町, 開聞町	旧山川町と旧開聞町は従前の字に旧町名をつける (ただし「町」はつけない)
志布志市	松山町, 志布志町, 有明町	従前の字に旧町名をつける
出水市	出水市, 野田町, 高尾野町	旧野田町と旧高尾野町は従前の字に旧町名をつける
奄美市	名瀬市, 住用村, 笠利町	地域自治区名として従前の字に旧市町村名をつける (ただし, 旧名瀬市は名瀬, 旧住用村は住用町)
長島町	東町, 長島町	旧町名はつけない

議会議員の定数及び任期の取扱い

市町村名	在任及び定数特例の適用		選挙区 設置	条例定 数	合併前 定数	減員数
	適用	特例の内容等				
薩摩川内市	定数	特例定数：44人	有	34 (34)	130	-96
鹿児島市	定数	5町から各1名(増員選挙) →特例定数：55人	有	50 (56)	132	-82
さつま町	定数	特例定数：28人	有	26 (26)	48	-22
湧水町	×		有	18 (22)	26	-8
錦江町	定数	特例定数：20人(※自治法上限数以下)	有	16 (22)	26	-10
南大隅町	×		有	18 (22)	28	-10
日置市	×		有	30 (30)	76	-46
曾於市	在任	在任期間：平成17年11月30日迄(5ヶ月) 57人(※特例適用後の最初の選挙に限り 選挙区設置)	有	26 (26)	58	-32
肝付町	在任	在任期間：平成18年4月30日迄(10ヶ月) 32人	無	22 (22)	32	-10
いちき串木野市	×		有	22 (26)	38	-16
霧島市	定数	特例定数：48人	有	34 (34)	120	-86
南さつま市	定数	特例定数：27人	有	26 (26)	70	-44
鹿屋市	在任	在任期間：平成18年4月30日迄(4ヶ月) 76人(※特例適用後の最初の選挙に限り 選挙区設置)	有	34 (34)	76	-42
指宿市	×		無	26 (26)	52	-26
志布志市	定数	特例定数：33人	有	24 (26)	52	-28
出水市	×		無	30 (30)	56	-26
奄美市	在任	在任期間：平成19年11月19日迄(20ヶ月) 43人	無	26 (26)	48	-22
長島町	定数	特例定数：20人(※自治法上限数以下)	有	18 (22)	30	-12
計				480	1,098	-618

※()は、地方自治法上限数

合併を機に新設された部・課・係

市町名	分野	本庁	支所(旧町村役場)
薩摩川内市	保健・福祉	高齢・障害福祉課 子ども対策室 国保介護課	市民福祉課
	産業振興	観光課 企業・港振興推進室	
	住民協働	コミュニティ課 広報室 防災安全課	地域振興課
	企画・総務	契約検査課 財政活用推進課 行政改革推進課 各部局に部局内調整課を設置	
鹿児島市	保健・福祉		保健福祉課
	産業振興		農林事務所
	都市計画・建設		建設事務所
	住民協働		総務市民課
	その他		農業委員会支局
湧水町	産業振興	商工観光課	
	企画・総務	財政課	
錦江町	企画・総務	行政改革推進室	地域振興課
南大隅町	企画・総務	商工観光課	
日置市	保健・福祉	福祉課	
	教育文化	学校教育課	
	企画・総務	総務課	
曾於市	企画・総務	財政課	地域振興課
肝付町	企画・総務	まちづくり推進室	
いちき串木野市	保健・福祉	福祉課 健康増進課	
	男女共同参画, 人権	男女共同参画係	
	産業振興	商工観光課 水産港湾課	
	環境・衛生	生活環境課	
	住民協働	自治振興課	
	企画・総務	広報統計係	
霧島市	保健・福祉	保護係	
	教育文化	生涯学習課	
	産業振興	観光課	
	環境・衛生	環境衛生課	
	企画・総務	行政改革推進課	
南さつま市	教育文化	文化課	
	産業振興	新産業創造室	
	企画・総務	企画政策部 行政改革課 文書法制係	地域振興課
鹿屋市	保健・福祉	国保介護課	
	環境・衛生	環境政策課	
	保健・福祉	福祉政策課	
	産業振興	産業政策課	
	企画・総務	地域政策課	地域振興課
指宿市	企画・総務	情報政策課 財政課 行政改革推進室	
志布志市	保健・福祉	福祉課保護係	地域振興課
	男女共同参画, 人権	女性支援対策室	
	企画・総務	行政改革推進課	
	産業振興	畜産課	
	環境・衛生	環境政策課	
出水市	企画・総務	新市まちづくり推進課 行政改革推進係 (本庁, 支所も含め組織機構の見直しについて協議中)	
奄美市	保健・福祉	介護保険課	
	企画・総務	行政改革推進課	地域振興課

地域審議会等の設置状況

市町名	地域審議会	地域自治区 (合併特例法)	備考
さつま町	○		
湧水町	○		
日置市	○		
霧島市	○		
南さつま市	○		
鹿屋市		○	旧鹿屋市以外の地域に設置
指宿市	○		
出水市	○		
奄美市		○	
	7	2	

独自のコミュニティ組織等の設置状況

市町名	地域審議会等	備考
薩摩川内市	地区コミュニティ協議会制度	旧市町村の地区や小学校区ごとに設置される地域自治組織
鹿児島市	まちづくり会議	旧5町区域ごと及び新市全体の組織を設置
錦江町	自治公民館の再編	旧田代町の制度を参考に新町に10地区の自治公民館を設置
曾於市	まちづくり審議会	旧3町から6名ずつの委員で「均衡ある発展と新市のまちづくり」について審議
志布志市	まちづくり委員会	まちづくりへの住民参画のため、旧3町の区域から各10名の委員で構成

「権限移譲プログラム」に基づく権限移譲の状況(市町村別)

1 移譲対象の事務数

62法令72項目787事務(権限移譲プログラム全体)

鹿児島市の対象事務	24法令27項目274事務
10万都市の対象事務	57法令63項目736事務
上記以外の市の対象事務	18法令18項目209事務
町村の対象事務	22法令24項目252事務

2 移譲の状況

市町村名	平成18年4月から移譲			平成19年4月から移譲			合 計		
	法令数	項目数	事務数	法令数	項目数	事務数	法令数	項目数	事務数
鹿児島市	2	2	15	2	3	4	4	5	19
鹿屋市	—	—	—	9	10	120	9	10	120
枕崎市	3	3	5	—	—	—	3	3	5
阿久根市	—	—	—	2	3	5	2	3	5
出水市	—	—	—	4	4	17	4	4	17
大口市	1	1	3	1	2	2	2	3	5
指宿市	—	—	—	8	9	50	8	9	50
西之表市	—	—	—	2	2	6	2	2	6
垂水市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
薩摩川内市	6	6	99	8	9	77	14	15	176
日置市	2	3	3	3	3	11	5	6	14
曾於市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
霧島市	—	—	—	14	15	176	14	15	176
いちき串木野市	5	6	16	1	1	81	6	7	97
南さつま市	—	—	—	4	5	96	4	5	96
志布志市	—	—	—	1	2	2	1	2	2
奄美市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三島村	—	—	—	1	1	3	1	1	3
十島村	3	4	15	—	—	—	3	4	15
穎娃町	—	—	—	3	3	36	3	3	36
知覧町	—	—	—	1	1	3	1	1	3
川辺町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
さつま町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長島町	—	—	—	5	5	35	5	5	35
菱刈町	4	5	96	—	—	—	4	5	96
加治木町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
始良町	—	—	—	3	4	17	3	4	17
蒲生町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
湧水町	1	1	1	1	1	3	2	2	4
大崎町	6	7	40	1	1	3	7	8	43
東串良町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
錦江町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南大隅町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肝付町	1	2	2	1	1	81	2	3	83
中種子町	—	—	—	1	1	3	1	1	3
南種子町	—	—	—	1	1	3	1	1	3
上屋久町	—	—	—	1	1	3	1	1	3
屋久町	—	—	—	1	1	3	1	1	3
大和村	—	—	—	1	1	3	1	1	3
宇検村	—	—	—	1	1	3	1	1	3
瀬戸内町	—	—	—	1	1	3	1	1	3
龍郷町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
喜界町	1	1	3	—	—	—	1	1	3
徳之島町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
天城町	—	—	—	1	1	10	1	1	10
伊仙町	—	—	—	1	1	3	1	1	3
和泊町	2	3	12	1	1	3	3	4	15
知名町	8	10	116	—	—	—	8	10	116
与論町	—	—	—	1	1	3	1	1	3
(実数)	(15)	(17)	(147)	(28)	(30)	(277)	(30)	(32)	(285)
	計14市町村			計32市町村			計37市町村		

※ 事務数については権限移譲プログラム上の事務数

「権限移譲プログラム」に基づく権限移譲の状況（事務別）

【1 まちづくりパッケージ】

注) 対象の「10万都市以上」には鹿児島市を含む

番号	事務の内容	根拠法令	対象	平成18年4月から	平成19年4月から	所管部等
1-1	町、字の新設、廃止、名称変更に関する事務	地方自治法	全市町村	8 枕崎市、日置市、いちき串木野市、十島村、菱刈町、肝付町、和泊町、知名町	9 鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、大口市、指宿市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市、志布志市	総務
1-2	あらたに生じた土地の確認	地方自治法	全市町村	7 日置市、いちき串木野市、十島村、菱刈町、肝付町、和泊町、知名町	9 鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、大口市、指宿市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市、志布志市	総務
1-3	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可等	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	10万都市			企画
1-4	特定非営利活動法人の設立認証、届出の処理等	特定非営利活動促進法	10万都市以上		3 鹿屋市、薩摩川内市、霧島市	総務
1-5	県立自然公園内における工作物の新築等の許可等	県立自然公園条例	10万都市以上			環境生活
1-6	農地等の権利移動の許可、農地転用の許可、農業会議への意見聴取等	農地法	全市町村	3 鹿児島市、菱刈町、大崎町	1 天城町	農政
1-7	農用地区域内における開発行為の許可等	農業振興地域の整備に関する法律	10万都市以上			農政
1-8	入会林野整備計画の適否の決定等	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	10万都市以上		3 鹿屋市、薩摩川内市、霧島市	林務水産
1-9	林地開発許可に関する事務	森林法	10万都市以上			林務水産
1-10	保安林に関する事務 ① 保安林の指定・解除 ② 保安林における立木伐採等の許可、制限等 ③ 保安林所有者等に対する損失補償金の交付事務 など	森林法	10万都市以上			林務水産
1-11	都市計画区域内の土地等の譲渡に関する届出の処理等	公有地の拡大の推進に関する法律	全市町村（鹿児島市対象外）	4 枕崎市、いちき串木野市、大崎町、知名町	3 指宿市、日置市、始良町	土木
1-12	県管理道路における県単維持修繕事業	道路法	10万都市以上			土木
1-13	県管理道路における通学路等交通安全事業（2種）	道路法	10万都市以上			土木
1-14	県管理道路における路傍樹管理事業	道路法	10万都市以上			土木
1-15	護岸の設置又は改築、高水敷の整備等の河川工事	河川法	全市町村			土木
1-16	海岸保全区域及び一般公共海岸区域内の占用の許可等	海岸法、漁業法	全市町村			土木
1-17	開発行為の許可、工事完了の検査、法に違反した者等に対する監督処分等	都市計画法	10万都市			土木
1-18	都市計画の決定等に係る調査のための立入りに伴う障害物の伐除及び土地の試掘等	都市計画法	全市町村（鹿児島市対象外）	4 薩摩川内市、いちき串木野市、大崎町、知名町	5 鹿屋市、指宿市、日置市、霧島市、始良町	土木
1-19	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築の許可等	都市計画法	全町村	2 大崎町、知名町	1 始良町	土木
1-20	個人の土地区画整理事業の施行認可、組合の設立認可等	土地区画整理法	10万都市			土木
1-21	土地区画整理事業の施行の障害となるおそれのある建築行為等の許可等	土地区画整理法	全町村	3 湧水町、大崎町、知名町	1 始良町	土木

番号	事務の内容	根拠法令	対象	平成18年4月から	平成19年4月から	所管部等
1-22	市街地再開発促進区域内の土地の買取等	都市再開発法	10万都市			土木
1-23	防災街区整備事業施行区域内の建築行為等の許可等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	10万都市			土木
1-24	マンションの建替組合の設立認可等	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	10万都市			土木
1-25	改良地区内における建築行為の許可等	住宅地区改良法	10万都市			土木
1-26	宅地造成規制区域の指定、宅地造成に関する工事等の届出の処理等	宅地造成等規制法	10万都市		2 薩摩川内市、霧島市	土木
1-27	都市緑地保全地域における行為の届出の受理等	都市緑地法	10万都市			土木
1-28	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、変更認定、認定事業者への助言等	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	10万都市			土木
1-29	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定、認定事業者への助言等	高齢者の居住の安定確保に関する法律	10万都市			土木
1-30	建築確認事務	建築基準法	10万都市		2 薩摩川内市、霧島市	土木
1-31	浄化槽設置等の届出受理、変更命令等（特定行政庁として）	浄化槽法	10万都市		2 薩摩川内市、霧島市	土木
1-32	特定建築物の建築及び維持保全計画の認定等	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）	10万都市			土木
1-33	特定建築物の耐震診断及び耐震改修についての指導等	建築物の耐震改修の促進に関する法律	10万都市			土木
1-34	エネルギーの効率的利用のための措置に関する届出処理等	エネルギーの使用の合理化に関する法律	10万都市			土木
1-35	防災街区整備事業施行区域内の建築行為の許可等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、建築基準法	10万都市			土木
1-36	建設リサイクル法の対象建設工事の届出の処理、立入検査等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	10万都市		2 薩摩川内市、霧島市	土木
1-37	特定の民間再開発事業の認定、地区外への転出の事情の認定	租税特別措置法施行令	10万都市			土木
1-38	住宅金庫貸付に係る住宅の工事審査	住宅金融公庫法	10万都市			土木
1-39	優良宅地の認定、優良住宅の認定	租税特別措置法	10万都市		2 薩摩川内市、霧島市	土木

注) 1-30, 1-31, 1-36の事務に係る薩摩川内市と霧島市の移譲受入については、限定特定行政庁を対象とする事務に限る

【2 生活環境パッケージ】

番号	事務の内容	根拠法令	対象	平成18年4月から	平成19年4月から	所管部等
2-1	悪臭防止規制地域の指定, 変更, 規制基準の設定等	悪臭防止法	10万都市	1 薩摩川内市	2 鹿屋市, 霧島市	環境生活
2-2	騒音規制地域の指定, 変更, 規制基準の設定等	騒音規制法	10万都市	1 薩摩川内市	2 鹿屋市, 霧島市	環境生活
2-3	振動規制地域の指定, 変更, 規制基準の設定等	振動規制法	10万都市	1 薩摩川内市	2 鹿屋市, 霧島市	環境生活
2-4	水質汚濁防止のための特定施設の設置等の届出等の処理, 常時監視等	水質汚濁防止法	10万都市			環境生活
2-5	有害物質使用特定施設の土地について健康被害が生じるおそれがない旨の確認等	土壤汚染対策法	10万都市			環境生活
2-6	公害防止統括者の選任の届出等の処理, 立入検査等	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	10万都市			環境生活
2-7	ばい煙発生施設等の設置の届出等の処理, 立入検査等	大気汚染防止法	10万都市			環境生活
2-8	ダイオキシン類対策のための特定施設の設置の届出等の処理, 立入検査等	ダイオキシン類対策特別措置法	10万都市			環境生活
2-9	第1種指定化学物質の排出量及び移動量に関する届出の経由, 意見の付与等	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	鹿児島市	1 鹿児島市		環境生活
2-10	簡易専用水道の清掃その他の必要な措置の指示等	水道法	全市町村	5 大口市, いちき串木野市, 菱刈町, 喜界町, 知名町	18 阿久根市, 出水市, 西之表市, 日置市, 三島村, 知覧町, 湧水町, 大崎町, 中種子町, 南種子町, 上屋久町, 屋久町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 伊仙町, 和泊町, 与論町	保健福祉
2-11	図書等の自動販売機等の設置届出受理, 届出済証の交付等	県青少年保護育成条例	全市町村	1 知名町		環境生活

【3 福祉パッケージ】

注) 対象の「10万都市以上」には鹿児島市を含む

番号	事務の内容	根拠法令	対象	平成18年4月から	平成19年4月から	所管部等
3-1	社会福祉法人の設立認可等	社会福祉法	10万都市			保健福祉
3-2	特別養護老人ホーム等の設置認可等	老人福祉法	10万都市			保健福祉
3-3	有料老人ホーム設置届出の処理等	老人福祉法	10万都市以上			保健福祉
3-4	特定公共的施設の新築等の届出の処理, 指導・助言等	県福祉のまちづくり条例	10万都市			保健福祉
3-5	民間の児童福祉施設の設置認可, 認可外児童福祉施設に対する報告聴取・改善勧告等	児童福祉法	10万都市			保健福祉
3-6	母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付の決定, 償還免除等	母子及び寡婦福祉法	10万都市			保健福祉
3-7	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当法	全市(全町村)			保健福祉
3-8	生活保護の決定, 実施等	生活保護法	全町村		1 長島町	保健福祉
3-9	助産施設, 母子生活支援施設への入所措置	児童福祉法	全町村		1 長島町	保健福祉
3-10	児童扶養手当の認定, 支給	児童扶養手当法	全町村		1 長島町	保健福祉
3-11	障害児福祉手当の認定, 特別障害者手当の認定等	特別児童扶養手当法	全町村		1 長島町	保健福祉
3-12	福祉手当の支給(経過措置)	国民年金法	全町村		1 長島町	保健福祉

【4 産業振興パッケージ】

番号	事務の内容	根拠法令	対象	平成18年4月から	平成19年4月から	所管部等
4-1	砂利採取計画の認可、措置命令、立入検査の実施等	砂利採取法	全市町村			商工観光労働
4-2	岩石採取計画の認可、措置命令、立入検査の実施等	採石法	全市町村			商工観光労働
4-3	特定工場に関する届出の処理、着手期間短縮承認	工場立地法	全市町村	3 いちき串木野市、十島村、大崎町	4 出水市、指宿市、西之表市、南さつま市	商工観光労働
4-4	特定商品の販売事業者に対する措置命令	計量法	全市（鹿児島市対象外）	3 枕崎市、薩摩川内市、日置市	4 鹿屋市、出水市、指宿市、霧島市	商工観光労働
4-5	農事組合法人の設立、定款変更等の届出の処理等	農業協同組合法	全市町村	4 十島村、大崎町、和泊町、知名町	4 出水市、指宿市、南さつま市、顛娃町	農政
4-6	土地改良区の設立、合併、解散に関する事務等	土地改良法	全市町村	3 薩摩川内市、菱刈町、知名町	5 鹿屋市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、肝付町	農政

【5 安全安心パッケージ】

番号	事務の内容	根拠法令	対象	平成18年4月から	平成19年4月から	所管部等
5-1	毒物及び劇物取締法の施行に関する事務	毒物及び劇物取締法	鹿児島市		1 鹿児島市	保健福祉
5-2	火薬類の消費の許可等	火薬類取締法	全市町村		2 指宿市、顛娃町	危機管理
5-3	液化石油ガス設備工事の届出の処理等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	全市町村		2 指宿市、顛娃町	危機管理

【6 文化】

番号	事務の内容	根拠法令	対象	平成18年4月から	平成19年4月から	所管部等
6	重要文化財の軽微な現状変更許可、埋蔵文化財の鑑査等	文化財保護法	10万都市			

支援活用状況(合併推進債)

市町名	年度	主な事業内容
薩摩川内市	16年度	ネットワークコンピューター総合整備事業(コンピューター, サーバ等の整備)
さつま町	16年度	公共情報ネットワーク整備
		議会議場等改修事業
錦江町	16年度	コンピューターシステム統合事業
湧水町	16年度	電算システム統合
		戸籍支援システム導入
南大隅町	16年度	コンピューターシステム統合事業
曾於市	16年度	ネットワーク構築事業(サーバ等, 電算室改修)
肝付町	16年度	合併対応型電算室等改修
		本庁舎南側別館建設事業
	17年度	本庁舎南側別館建設事業
霧島市	17年度	基幹系電算システム統合調査等事業
南さつま市	17年度	新市電算システム統合(ネットワーク整備)
		新市議場等改修事業
		新市会議室等改修事業
鹿屋市	16年度	地域イントラネット整備事業(役場間を連絡する光ファイバー等の敷設)
指宿市	17年度	1市2町電算システム統合事業
		1市2町庁舎改修事業
志布志市	17年度	志布志市本庁舎等再編整備事業
		統合型電算システム及びネットワーク構築事業
出水市	17年度	電算システム統合化事業
		公営住宅管理電算システム合併統合化事業
		図書館電算システム合併統合化事業
		農振地域管理電算システム合併統合化事業
		IP電話導入事業
		防災行政無線合併統合化事業
奄美市	17年度	電算システム統合化事業

支援活用状況(合併特例債)

市町名	年度	主な事業内容
薩摩川内市	16年度	隈之城川河川公園整備事業
		祁答院分署庁舎新築事業
		ふれあい情報ネットワーク整備事業
	17年度	隈之城高城線道路改良整備事業(地方道路整備臨時交付金事業)
		百次山田線道路改良舗装整備事業
		木場茶屋・都線道路改良整備事業
		土川・港線道路改良整備事業
		本川・上大迫線道路改良整備事業
		一条殿・峠路線道路改良整備事業
		宮田松山線道路改良整備事業
		御陵下・下五代線道路改良整備事業
		高江・寄田線道路改良整備事業
		総合運動公園投球・打撃練習場新築整備事業
		川内クリーンセンター最終処分場築堤工事
		小学校大規模改造事業(可愛小学校)
		小学校大規模改造事業(大叟小学校)
		小学校大規模改造事業(亀山小学校)
		中学校大規模改造事業(海星中学校)
		屋内運動場建設事業(高来小学校)
		祁答院分署水槽付消防ポンプ自動車購入
		下東郷分団車庫詰所新築工事
		防水貯水槽(本庁管内2基)整備事業
		祁答院分署庁舎新築工事
		都市計画道路向田天辰線整備事業(天辰第一地区土地区画整理事業)
		都市計画道路永利天辰線整備事業(天辰第一地区土地区画整理事業)
		都市計画道路大明神皿山線整備事業(天辰第一地区土地区画整理事業)
		都市計画道路平成通線整備事業(川内駅周辺地区土地区画整理事業)
		都市計画道路平佐加治屋馬場線整備事業(川内駅周辺地区土地区画整理事業)
		都市計画道路横馬場田崎線整備事業(川内駅周辺地区土地区画整理事業)
		川内駅周辺地区都市再生道路整備事業(川内駅周辺地区土地区画整理事業)
		都市計画道路中通線整備事業(温泉場地区土地区画整理事業)
		長浜地区緊急避難施設整備事業
	藤本地区コミュニティセンター整備事業	
鹿児島市	17年度	高齢者福祉センター建設事業及び北部保健センター(仮称)建設事業
		市単独土地改良事業
		県単独農業農村整備事業
		団体営土地改良事業
		幹線道路等整備事業
		吉野地区土地区画整理事業
		郡山中央土地区画整理事業
		消防拠点整備事業
		環境未来館(仮称)整備事業
		鹿児島市水道事業(第11回水道拡張事業, 配水管整備事業, 水道建設改良事業)

市町名	年度	主な事業内容
さつま町	17年度	滝下中津川線改良工事
		西河内線改良工事
		長岡線改良工事
		建場山線改良工事
		川口線改良工事
		中津川佐志線改良工事
		戸子田黒鳥線改良工事
		尾付野山小川田線改良工事
錦江町	17年度	墓地公園整備事業
		城元川河川改修事業
		観光レクリエーション施設整備事業
		大原小学校送水施設整備事業
湧水町	17年度	共同調理場整備事業
南大隅町	17年度	地方改善施設整備事業
		合併処理浄化槽設置整備事業
		地域振興施設整備事業
		町道維持整備事業(路面補修工事)
		町道維持整備事業(側溝改修工事)
		町道維持整備事業(路肩補修工事)
		特殊農地保全整備事業
		簡易牛舎・堆肥舎及び肉用牛スタンション設置事業
風力発電周辺整備事業		
曾於市	17年度	大隅支所庁舎改修事業
		県単農業農村整備事業(八合原地区)
		土砂崩壊防止事業(折田3期)
		県単林道整備事業(永迫線)
		県単林道整備事業(蕨谷・東迫線)
		市道整備事業(沖上・大川原線)
		市道整備事業(松田・入角線)
		防火水槽設置事業
		市道排水溝整備事業
		農道改良舗装整備事業(沢田地区)
		県単独農業農村整備事業(坂元地区)
		基盤整備促進事業
		市道(舗装)整備事業(小倉・高松線)
		市道(舗装)整備事業(緩毛原・七村線)
		市道(舗装)整備事業(椿・梶ヶ野線)
		市道(舗装)整備事業(飯塚・原村線)
		市道(舗装)整備事業(梶井・岩南線)
		市道(舗装)整備事業(柳井谷・葦原線)
		市道(改良)整備事業(中高松・東福留線)
		市道(改良)整備事業(川内・橋野線)
市道(改良)整備事業(麓・橋野線)		
末吉中学校プール建設事業		
指宿市	17年度	1市2町電算システム統合事業

支援活用状況(合併市町村補助金)

市町名	年度	主な事業内容
薩摩川内市	16年度	庁舎改修事業
		ネットワークサーバーディスク拡張事業
		ホストコンピューターディスク拡張事業
	17年度	庁舎南別館増築事業
		システムデータ統一による固定資産現況調査事業
		合併に伴う事務事業見直しのための行政経営推進事業
システム統一に伴う財務会計オンライン端末機整備事業		
		祁答院分署庁舎新築工事
鹿児島市	16年度	合併に伴う電算システム統合事業
	17年度	消防拠点整備事業(編入合併地域における消防分遣隊の新設)
		校区公民館整備事業(編入合併地域における校区公民館の新設)
		校内LAN整備事業(編入合併地域における小中学校のLAN整備)
		児童クラブ施設整備事業(編入合併地域における児童クラブの新設)
さつま町	17年度	議員用防災服購入
		新町例規集統一作成業務
		地域コミュニティバス計画策定業務(格差是正)
		町勢要覧作成費
		新町誕生記念事業
		電話交換機操作システム構築業務
		新町写真全図作成業務
		本庁町民課ロビー受付改修
		庁舎会議室改修工事
		合併記念式典事業
		戸籍システム統一に伴う賃借料
		新町の農業農村振興基本計画策定業務
		新町観光パンフレット作成
		新町消防団発足式
		消防法被購入
		防災服の購入
		地域防災計画の策定業務
		防災マップ作成業務
		地域活動支援事業(格差是正)
		滞納管理システム統一整備事業
		庁舎東別館整備事業(リース)
		電算システム統一に伴う非常用発電機設置事業
		庁舎中別館整備事業
旧町間を連絡する主要道路へのアクセス町道整備		
旧町公民館施設整備事業		
湧水町	17年度	新町例規集編纂事業
		新町合併記念式典事業
		町勢要覧作成事業(新町の情報発信を行うための町勢要覧作成)
		地籍図電子化事業(GIS導入事業)
		消防団一体化推進事業(活動服整備, 団旗・分団旗整備事業)
		議場改修事業
		観光案内板設置事業(観光情報の一体性を図ることと, 観光PR施設の地域間格差の是正)
		公民館ステージ幕取替事業(新町名, 新町章への変更のための公民館ステージ幕取替)
		庁舎等改修事業
		庁舎電話内線化事業(両庁舎の外線確保と, 業務の連携及び効率化を図るための電話内線化)
		公用車車庫改修事業(公用車の再配置に伴い必要となった車庫改修)
		小学校机・イス規格統合事業(各小学校間の机・イス規格の格差是正)
		小学校プール改修事業(各小学校間の学校施設(プール)の格差是正)

市町名	年度	主な事業内容
錦江町	17年度	情報系システム構築事業(WEBシステム合併機能)
		通信システム整備(IP内線電話)
		戸籍システムデータ統合事業
		工事事務管理システム導入事業(システム統一)
		庁舎改修事業(ローカウンター設置)
		庁舎改修実施設計委託事業
		森林施行管理システム構築事業(システム統一)
		電算教育環境整備事業 (教育指導水準統一のためのパソコン整備)
		合併記念式典開催事業
		公共施設名称変更事業
		消防団員貸与品・消防団旗購入事業
		活力ある地域づくり支援事業 (資源調査、特産品開発、ガイドマップ・パンフレット作成等)
		地域づくり支援補助金交付事業 (自治公民館再編に伴う運営整備費補助)
		新町町章作成事業
		新町例規集作成事業
		物産館建設事業(広域化対応のための観光拠点整備)
		合併記念自主文化事業
南大隅町	17年度	新町による総合振興計画及び町勢要覧作成
		新町、町章・町花・町木制定経費及び町旗の作成
		開町式経費
		町章を入れた統一交通安全旗の製作
		合併による統一消防団経費(制服、火災予防運動旗、団旗)
		統一した新町観光経費(パンフレット、ポスター、案内板作成経費)
		新町における社会教育副読本
		サイン・校旗等名称変更経費
		小中学校環境整備事業(耐震診断、施設改修、校旗購入)
		例規データ管理業務委託
		本庁・支所間の使送用公用車購入
		庁舎整備及び議場の整備
		緊急情報衛星同報受信装置(格差是正)
		新町メイン体育施設根占体育館改修工事
		新町メイン文化施設さたていホール補修工事
町堆肥センターを生かした生ごみ収集車購入		
戸籍システムデータ統合事業		

支援活用状況(合併特例交付金)

市町名	年度	合併前・後	施設等分類	事業名等
薩摩川内市	H15	合併前	電算システム等	基幹系電算システム統合整備事業（交付申請時）
	H16	合併前	電算システム等	電算システム統合事業（実績報告時）
	H17	合併後	環境衛生施設	クリーンセンターストックヤード整備事業
			標識・案内板 道路等	公共サイン改修整備事業 道路整備事業(11路線)
鹿児島市	H17	合併後	電算システム等	合併に伴う電算システム統合事業 図書館電算システム拡充事業
さつま町	H15	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
	H16	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
湧水町	H16	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
	H17	合併後	消防防災施設	防災無線整備事業
		合併後	電算システム等	電算システム統合事業
錦江町	H16	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
	H17	合併後	河川	城元川河川改修事業
			観光交流施設	観光レクリエーション施設整備事業、公園整備事業
			教育文化施設	大原小学校送水設備整備事業
			基盤整備施設	墓地公園整備事業
南大隅町	H16	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
	H17	合併後	電算システム等	電算システム統合事業
日置市	H15	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
	H16	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
		合併前	その他	庁舎改修整備、公共サイン等合併準備事業
	H17	合併後	その他	電算室改修、公共サイン等合併対応事業 IP電話設置事業
曾於市	H16	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
	H17	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
		合併前	その他	生活保護用公用車購入
		合併後	電算システム等	電算システム導入事業
			その他	不法投棄パトロール車購入
肝付町	H16	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
		合併前	その他	本庁舎南別館建設事業
	H17	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
		合併前	その他	本庁舎改修、本庁舎南別館建設事業
		合併後	電算システム等	電算システム統合事業
			その他	庁舎整備、駐車場移設、備品購入等合併対応事業
いちき串木野市	H16	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
		合併前	電算システム等	電算システム統合事業
	H17	合併後	消防防災施設	防災行政無線設備整備事業
		合併後	電算システム等	電算システム統合事業 行政情報整備統合事業
霧島市	H16	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
		合併前	電算システム等	電算システム統合事業
	H17	合併前	その他	IP電話設置事業
				議会議場改修工事
				庁舎サイン改修事業
合併後	電算システム等	電算システム統合事業		
	その他	庁舎サイン改修事業		
南さつま市	H17	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
	合併後	電算システム等	電算システム統合事業	
指宿市	H16	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
	H17	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
		合併後	電算システム等	電算システム統合事業
鹿屋市	H16	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
	H17	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
		合併後	本・支庁舎	庁舎整備事業
志布志市	H17	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
出水市	H16	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
	H17	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
奄美市	H17	合併前	電算システム等	電算システム統合事業
		合併前	その他	合併準備事業
長島町	H17	合併前	電算システム等	電算システム統合事業

主な合併協定項目のうち合併前後に課題等がある(あった)と考えている事項等

項 目	薩摩川内市		鹿児島市		さつま町	
	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後
1 合併の方式	○	○	○	○	○	○
2 合併の期日	○	○	○	○	×	○
3 新市町の名称	×	○	○	○	○	○
4 新市町の事務所の位置	○	○	○	○	○	○
5 財産及び債務の取扱い	○	○	○	○	○	○
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	×	○	○	○	○	○
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	○	○	○	○	○	○
8 地方税の取扱い	○	○	×	○	○	○
9 一般職の職員の身分の取扱い	×	○	○	○	○	○
10 地域審議会等の取扱い	○	—	○	○	○	○
11 市町村建設計画	×	○	○	○	○	○
12 特別職の身分の取扱い	○	○	○	○	○	○
13 条例・規則等の取扱い	○	○	○	○	○	○
14 事務組織及び機構の取扱い	×	×	○	○	○	○
15 一部事務組合等の取扱い	×	○	○	○	○	○
16 使用料・手数料等の取扱い	○	○	×	○	○	○
17 公共団体等の取扱い	○	○	○	○	○	○
18 補助金・交付金等の取扱い	○	○	×	○	○	○
19 町名・字名の取扱い	○	○	○	○	○	○
20 慣行の取扱い	○	○	○	○	○	○
21 国民健康保険事業の取扱い	×	○	×	○	○	○
22 介護保険事業の取扱い	○	○	○	○	○	○
23 消防団の取扱い	×	○	○	○	○	○
24 自治会・連絡機構の取扱い	○	○	○	○	○	○
25 事務事業の取扱い						
① 男女共同参画事業	○	○	○	○	○	○
② 国際交流事業	○	○	×	○	○	×
③ 電算システム事業	×	○	×	○	○	×
④ 情報公開制度	○	○	○	○	○	○
⑤ 広報公聴事業	○	○	○	○	○	○
⑥ 消防・防災関係事業	○	○	×	○	○	○
⑦ 交通関係事業	○	○	×	○	○	○
⑧ 窓口業務	○	○	○	○	○	○
⑨ 保健衛生事業	○	○	○	○	○	○
⑩ 障害者福祉事業	○	○	×	○	○	○
⑪ 高齢者福祉事業	×	○	×	○	○	○
⑫ 児童福祉事業	×	○	×	○	○	○
⑬ 生活保護事務	○	○	○	○	○	○
⑭ その他の福祉事業	○	○	○	○	○	○
⑮ 健康づくり事業	○	○	○	○	○	○
⑯ 環境衛生・環境対策事業	○	×	×	○	○	○
⑰ 農林水産業関係事業	○	○	×	○	○	○
⑱ 商工・観光関係事業	○	○	×	○	○	○
⑲ 勤労者・消費者関連事業	○	○	○	○	○	○
⑳ 建設関係事業	○	○	○	○	○	○
㉑ 上・下水道事業	○	○	×	○	○	○
㉒ 市町村立学校の通学区域	○	○	○	○	○	○
㉓ 学校教育事業	×	○	×	○	○	○
㉔ 文化振興事業	○	○	○	○	○	○
㉕ 社会教育事業	○	○	×	○	○	○
㉖ コミュニティ施策	×	○	○	○	○	○
㉗ その他の事業	×	○	×	○	該当なし	該当なし
26 その他	×	○	×	×	該当なし	該当なし
課題等がある(あった)と考えている項目数	15	2	19	1	1	2

(注) 合併前の×は協議・調整が難航した, 調整に時間を要した, 調整を新市町において行うとした項目である。合併後の×は現時点において課題があると考えているもの, 取扱いについて調整中のものである。

主な合併協定項目のうち合併前後に課題等がある(あった)と考えている事項等

項 目	湧水町		錦江町		南大隅町	
	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後
1 合併の方式	○	○	○	○	○	○
2 合併の期日	○	○	○	○	×	○
3 新市町の名称	×	○	○	○	○	○
4 新市町の事務所の位置	×	○	○	○	○	○
5 財産及び債務の取扱い	○	○	○	○	○	×
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	×	○	×	○	○	○
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	○	○	○	○	○	○
8 地方税の取扱い	○	○	○	×	×	○
9 一般職の職員の身分の取扱い	○	○	○	○	○	○
10 地域審議会等の取扱い	○	○	○	○	○	○
11 市町村建設計画	○	○	×	○	○	×
12 特別職の身分の取扱い	○	○	○	○	○	○
13 条例・規則等の取扱い	○	○	○	×	○	○
14 事務組織及び機構の取扱い	○	○	○	○	×	○
15 一部事務組合等の取扱い	○	○	○	○	○	○
16 使用料・手数料等の取扱い	○	○	○	○	○	○
17 公共団体等の取扱い	○	○	○	○	○	○
18 補助金・交付金等の取扱い	○	○	○	○	○	○
19 町名・字名の取扱い	○	○	○	○	○	○
20 慣行の取扱い	○	○	×	○	○	○
21 国民健康保険事業の取扱い	○	○	○	×	○	○
22 介護保険事業の取扱い	○	○	○	○	○	○
23 消防団の取扱い	○	○	○	×	○	○
24 自治会・連絡機構の取扱い	○	○	○	×	○	○
25 事務事業の取扱い						
① 男女共同参画事業	○	○	○	○	○	○
② 国際交流事業	○	○	○	○	○	○
③ 電算システム事業	○	○	○	○	○	○
④ 情報公開制度	○	○	該当なし	○	○	○
⑤ 広報公聴事業	○	○	○	○	○	○
⑥ 消防・防災関係事業	○	○	○	×	○	○
⑦ 交通関係事業	○	○	○	○	○	○
⑧ 窓口業務	○	○	○	○	○	○
⑨ 保健衛生事業	○	○	×	○	○	○
⑩ 障害者福祉事業	○	○	○	○	○	○
⑪ 高齢者福祉事業	○	○	○	○	○	○
⑫ 児童福祉事業	○	○	○	○	○	○
⑬ 生活保護事務	○	○	該当なし	○	○	○
⑭ その他の福祉事業	○	○	○	○	○	○
⑮ 健康づくり事業	○	○	該当なし	○	○	○
⑯ 環境衛生・環境対策事業	○	○	○	○	○	○
⑰ 農林水産業関係事業	○	○	○	○	○	○
⑱ 商工・観光関係事業	○	○	○	×	○	○
⑲ 勤労者・消費者関連事業	○	○	○	○	○	○
⑳ 建設関係事業	○	○	○	○	○	○
㉑ 上・下水道事業	○	○	○	○	○	○
㉒ 市町村立学校の通学区域	○	○	○	○	○	○
㉓ 学校教育事業	○	○	○	×	○	○
㉔ 文化振興事業	○	○	該当なし	○	○	○
㉕ 社会教育事業	○	○	○	○	○	○
㉖ コミュニティ施策	○	○	○	○	○	○
㉗ その他の事業	○	○	○	—	○	○
26 その他	○	○	該当なし	—	○	○
課題等がある(あった)と考えている項目数	3	0	4	8	3	2

(注) 合併前の×は協議・調整が難航した、調整に時間を要した、調整を新市町において行うとした項目である。合併後の×は現時点において課題があると考えているもの、取扱いについて調整中のものである。

主な合併協定項目のうち合併前後に課題等がある(あった)と考えている事項等

項 目	日置市		曾於市		肝付町	
	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後
1 合併の方式	○	○	○	○	○	○
2 合併の期日	○	○	×	○	○	○
3 新市町の名称	○	○	○	○	×	○
4 新市町の事務所の位置	○	○	×	○	○	○
5 財産及び債務の取扱い	○	○	○	○	○	○
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	○	○	×	○	×	○
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	○	○	○	○	×	○
8 地方税の取扱い	○	○	○	○	○	○
9 一般職の職員の身分の取扱い	○	○	○	○	○	○
10 地域審議会等の取扱い	○	○	○	○	○	○
11 市町村建設計画	○	○	○	○	×	○
12 特別職の身分の取扱い	○	○	○	○	○	○
13 条例・規則等の取扱い	○	○	○	○	○	○
14 事務組織及び機構の取扱い	○	○	○	○	×	×
15 一部事務組合等の取扱い	○	○	○	○	○	○
16 使用料・手数料等の取扱い	○	○	○	○	○	○
17 公共団体等の取扱い	○	○	○	○	○	×
18 補助金・交付金等の取扱い	○	○	○	○	○	○
19 町名・字名の取扱い	○	○	○	○	○	○
20 慣行の取扱い	○	○	○	○	○	○
21 国民健康保険事業の取扱い	○	○	○	○	○	○
22 介護保険事業の取扱い	○	○	○	○	○	○
23 消防団の取扱い	○	○	○	○	○	○
24 自治会・連絡機構の取扱い	○	×	○	○	○	○
25 事務事業の取扱い						
① 男女共同参画事業	○	○	○	○	○	○
② 国際交流事業	○	○	○	○	○	○
③ 電算システム事業	○	○	○	○	×	○
④ 情報公開制度	○	○	○	○	○	○
⑤ 広報公聴事業	○	○	○	○	○	○
⑥ 消防・防災関係事業	○	○	○	○	○	○
⑦ 交通関係事業	○	○	○	○	○	○
⑧ 窓口業務	○	○	○	○	○	○
⑨ 保健衛生事業	○	○	○	○	○	○
⑩ 障害者福祉事業	○	○	○	○	○	○
⑪ 高齢者福祉事業	○	○	○	○	○	○
⑫ 児童福祉事業	○	○	○	○	○	○
⑬ 生活保護事務	○	○	○	○	○	○
⑭ その他の福祉事業	○	○	○	○	○	○
⑮ 健康づくり事業	○	○	○	○	○	○
⑯ 環境衛生・環境対策事業	○	×	○	○	○	○
⑰ 農林水産業関係事業	○	○	○	○	○	○
⑱ 商工・観光関係事業	○	○	○	○	○	○
⑲ 勤労者・消費者関連事業	○	○	○	○	○	○
⑳ 建設関係事業	○	○	○	○	○	○
㉑ 上・下水道事業	○	○	○	○	○	○
㉒ 市町村立学校の通学区域	○	○	○	○	○	○
㉓ 学校教育事業	○	○	○	○	○	○
㉔ 文化振興事業	○	○	○	○	○	○
㉕ 社会教育事業	○	○	○	○	○	○
㉖ コミュニティ施策	○	○	○	○	○	○
㉗ その他の事業	○	○	○	○	○	○
26 その他	○	○	○	○	○	○
課題等がある(あった)と考えている項目数	0	2	3	0	6	2

(注) 合併前の×は協議・調整が難航した, 調整に時間を要した, 調整を新市町において行うとした項目である。合併後の×は現時点において課題があると考えているもの, 取扱いについて調整中のものである。

主な合併協定項目のうち合併前後に課題等がある(あった)と考えている事項等

項 目	霧島市		南さつま市		いちき串木野市	
	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後
1 合併の方式	○	○	○	○	○	○
2 合併の期日	×	○	○	○	○	○
3 新市町の名称	×	○	×	○	×	○
4 新市町の事務所の位置	○	○	×	○	○	○
5 財産及び債務の取扱い	○	○	×	○	○	○
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	×	○	×	○	○	○
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	×	○	×	○	○	○
8 地方税の取扱い	×	○	×	○	×	○
9 一般職の職員の身分の取扱い	○	○	○	○	○	○
10 地域審議会等の取扱い	×	○	○	○	○	○
11 市町村建設計画	×	○	○	×	○	○
12 特別職の身分の取扱い	○	○	○	○	○	○
13 条例・規則等の取扱い	○	○	○	○	○	○
14 事務組織及び機構の取扱い	×	×	○	○	○	○
15 一部事務組合等の取扱い	×	○	○	○	○	○
16 使用料・手数料等の取扱い	○	○	×	○	×	○
17 公共団体等の取扱い	×	×	○	○	○	○
18 補助金・交付金等の取扱い	○	×	○	○	○	○
19 町名・字名の取扱い	○	○	○	○	○	○
20 慣行の取扱い	○	○	○	○	○	○
21 国民健康保険事業の取扱い	○	○	×	○	○	○
22 介護保険事業の取扱い	○	○	○	×	○	○
23 消防団の取扱い	×	○	○	×	○	○
24 自治会・連絡機構の取扱い	○	×	○	○	○	○
25 事務事業の取扱い						
① 男女共同参画事業	○	○	○	×	○	○
② 国際交流事業	○	○	○	○	○	○
③ 電算システム事業	○	×	×	○	○	○
④ 情報公開制度	○	○	○	○	○	○
⑤ 広報公聴事業	○	○	○	×	○	○
⑥ 消防・防災関係事業	○	○	○	○	○	○
⑦ 交通関係事業	○	○	○	○	○	○
⑧ 窓口業務	○	○	○	○	○	○
⑨ 保健衛生事業	○	○	○	○	○	○
⑩ 障害者福祉事業	○	○	○	○	○	○
⑪ 高齢者福祉事業	○	○	○	○	○	○
⑫ 児童福祉事業	○	○	○	○	○	○
⑬ 生活保護事務	○	○	○	×	○	○
⑭ その他の福祉事業	○	○	○	○	○	○
⑮ 健康づくり事業	○	○	○	○	○	○
⑯ 環境衛生・環境対策事業	○	○	○	○	○	○
⑰ 農林水産業関係事業	○	○	○	○	○	○
⑱ 商工・観光関係事業	○	○	○	○	○	○
⑲ 勤労者・消費者関連事業	○	○	○	○	○	○
⑳ 建設関係事業	○	○	○	○	○	○
㉑ 上・下水道事業	×	○	○	○	○	○
㉒ 市町村立学校の通学区域	○	○	○	○	○	○
㉓ 学校教育事業	○	○	○	○	○	○
㉔ 文化振興事業	○	○	○	○	○	○
㉕ 社会教育事業	○	○	○	○	○	○
㉖ コミュニティ施策	×	○	×	×	○	○
㉗ その他の事業			○	○	×	○
26 その他	×				○	○
課題等がある(あった)と考えている項目数	14	5	10	7	4	0

(注) 合併前の×は協議・調整が難航した, 調整に時間を要した, 調整を新市町において行うとした項目である。合併後の×は現時点において課題があると考えているもの, 取扱いについて調整中のものである。

主な合併協定項目のうち合併前後に課題等がある(あった)と考えている事項等

項 目	鹿屋市		指宿市		志布志市	
	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後
1 合併の方式	○	○	○	○	○	○
2 合併の期日	○	○	○	○	×	○
3 新市町の名称	○	○	○	○	×	○
4 新市町の事務所の位置	○	○	○	○	×	○
5 財産及び債務の取扱い	○	○	○	○	○	○
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	×	○	○	○	×	○
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	○	○	○	○	○	○
8 地方税の取扱い	○	○	○	○	○	○
9 一般職の職員の身分の取扱い	○	○	○	○	○	○
10 地域審議会等の取扱い	○	○	○	○	○	○
11 市町村建設計画	○	○	○	○	×	○
12 特別職の身分の取扱い	○	○	○	○	○	○
13 条例・規則等の取扱い	○	○	○	○	○	○
14 事務組織及び機構の取扱い	○	○	○	○	×	○
15 一部事務組合等の取扱い	○	○	○	○	○	○
16 使用料・手数料等の取扱い	○	○	○	○	○	○
17 公共団体等の取扱い	○	○	○	○	○	○
18 補助金・交付金等の取扱い	○	○	○	○	○	○
19 町名・字名の取扱い	○	○	○	○	○	○
20 慣行の取扱い	○	○	○	○	○	○
21 国民健康保険事業の取扱い	×	○	○	○	○	○
22 介護保険事業の取扱い	×	○	○	○	×	×
23 消防団の取扱い	×	○	○	○	○	○
24 自治会・連絡機構の取扱い	○	○	○	○	×	×
25 事務事業の取扱い						
① 男女共同参画事業	○	○	○	○	○	○
② 国際交流事業	○	○	○	○	×	×
③ 電算システム事業	○	○	○	○	○	○
④ 情報公開制度	○	○	○	○	○	○
⑤ 広報公聴事業	○	○	○	○	○	○
⑥ 消防・防災関係事業	×	×	○	○	×	×
⑦ 交通関係事業	○	○	○	○	○	○
⑧ 窓口業務	×	○	○	○	○	○
⑨ 保健衛生事業	○	○	○	○	×	×
⑩ 障害者福祉事業	○	○	○	○	×	×
⑪ 高齢者福祉事業	×	○	○	○	×	×
⑫ 児童福祉事業	×	×	○	○	×	×
⑬ 生活保護事務	○	○	○	○	○	×
⑭ その他の福祉事業	×	○	○	○	○	○
⑮ 健康づくり事業	○	○	○	○	×	×
⑯ 環境衛生・環境対策事業	×	○	○	○	○	○
⑰ 農林水産業関係事業	○	○	○	○	○	○
⑱ 商工・観光関係事業	○	○	○	○	×	×
⑲ 勤労者・消費者関連事業	○	○	○	○	○	○
⑳ 建設関係事業	○	○	○	○	○	○
㉑ 上・下水道事業	×	○	○	○	○	○
㉒ 市町村立学校の通学区域	○	○	○	○	○	○
㉓ 学校教育事業	○	○	○	○	○	○
㉔ 文化振興事業	○	○	○	○	○	○
㉕ 社会教育事業	○	○	○	○	○	○
㉖ コミュニティ施策	○	○	○	○	○	○
㉗ その他の事業	○	○	×	○	○	○
26 その他		○	○	○	○	○
課題等がある(あった)と考えている項目数	11	2	1	0	16	11

(注) 合併前の×は協議・調整が難航した, 調整に時間を要した, 調整を新市町において行うとした項目である。合併後の×は現時点において課題があると考えているもの, 取扱いについて調整中のものである。

主な合併協定項目のうち合併前後に課題等がある(あった)と考えている事項等

項 目	出水市		奄美市		長島町		計	
	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後	合併前	合併後
1 合併の方式	○	○	○	○	○	○	0	0
2 合併の期日	○	○	○	○	○	○	5	0
3 新市町の名称	×	○	○	○	×	○	9	0
4 新市町の事務所の位置	○	○	×	×	×	○	6	1
5 財産及び債務の取扱い	○	○	○	○	○	○	1	1
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	×	○	×	×	×	○	12	1
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	×	○	×	×	○	○	5	1
8 地方税の取扱い	×	○	×	○	○	○	7	1
9 一般職の職員の身分の取扱い	×	○	×	×	○	○	3	1
10 地域審議会等の取扱い	○	○	○	○	○	○	1	0
11 市町村建設計画	○	○	○	○	○	○	5	2
12 特別職の身分の取扱い	○	○	×	×	○	○	1	1
13 条例・規則等の取扱い	×	○	○	○	○	○	1	1
14 事務組織及び機構の取扱い	×	○	○	○	×	×	7	4
15 一部事務組合等の取扱い	○	○	○	○	○	○	2	0
16 使用料・手数料等の取扱い	×	○	○	○	○	○	4	0
17 公共団体等の取扱い	○	○	○	○	○	○	1	2
18 補助金・交付金等の取扱い	○	○	○	○	○	○	1	1
19 町名・字名の取扱い	○	○	○	○	○	○	0	0
20 慣行の取扱い	×	○	○	○	○	○	2	0
21 国民健康保険事業の取扱い	×	○	×	×	×	○	7	2
22 介護保険事業の取扱い	○	○	○	○	○	○	2	2
23 消防団の取扱い	×	○	○	○	○	○	4	2
24 自治会・連絡機構の取扱い	×	○	○	○	○	○	2	4
25 事務事業の取扱い							0	0
① 男女共同参画事業	○	○	○	○	○	○	0	1
② 国際交流事業	○	○	○	○	○	○	2	2
③ 電算システム事業	×	○	○	○	×	×	6	3
④ 情報公開制度	○	○	○	○	○	○	0	0
⑤ 広報公聴事業	○	○	○	○	○	○	0	1
⑥ 消防・防災関係事業	○	○	○	○	○	○	3	3
⑦ 交通関係事業	—	—	○	○	○	○	1	0
⑧ 窓口業務	○	○	○	○	○	○	1	0
⑨ 保健衛生事業	○	○	×	×	○	○	3	2
⑩ 障害者福祉事業	○	○	○	○	○	○	2	1
⑪ 高齢者福祉事業	○	○	×	×	○	○	5	2
⑫ 児童福祉事業	○	○	○	○	○	○	4	2
⑬ 生活保護事務	○	○	○	○	—	—	0	2
⑭ その他の福祉事業	○	○	○	○	○	○	1	0
⑮ 健康づくり事業	○	○	○	○	○	○	1	1
⑯ 環境衛生・環境対策事業	○	○	○	○	○	○	2	2
⑰ 農林水産業関係事業	○	○	○	○	○	○	1	0
⑱ 商工・観光関係事業	○	○	○	○	○	○	2	2
⑲ 勤労者・消費者関連事業	○	○	○	○	○	○	0	0
⑳ 建設関係事業	×	○	○	○	○	○	1	0
㉑ 上・下水道事業	×	○	○	○	○	×	4	1
㉒ 市町村立学校の通学区域	○	○	○	○	○	○	0	0
㉓ 学校教育事業	○	○	○	○	○	○	2	1
㉔ 文化振興事業	○	○	○	○	○	○	0	0
㉕ 社会教育事業	○	○	○	○	○	○	1	0
㉖ コミュニティ施策	○	○	○	○	○	○	3	1
㉗ その他の事業	×	○	○	○	○	○	5	0
26 その他	○	○	○	○	○	○	3	1
課題等がある(あった)と考えている項目数	16	0	9	8	6	3		

(注) 合併前の×は協議・調整が難航した、調整に時間を要した、調整を新市町において行うとした項目である。合併後の×は現時点において課題があると考えているもの、取扱いについて調整中のものである。

合併後の市町の取組等

	薩摩川内市	鹿児島市
市町村計画の実施状況	計画策定段階時点からの状況変化により、先送りとなっている事業もあるが、逆に計画で予定した以上に充実した取組を行っている事業もある。現段階では市町村計画の見直し等については必要ない。	計画変更はなく、中止した事業もない。
役場・支所等の状況 ・庁舎方式等 ・空きスペースの活用方法	総合支所方式を継続しており、合併直後からすると本庁の職員数の配置割合が高くなっている。旧町村庁舎等の空きスペースについては、セキュリティ面の問題等から活用方策が決まっていない。	窓口サービス中心の支所方式を継続しており、合併直後からすると支所に配置される職員が減少している。旧町庁舎等の空きスペースについては、会議室や書庫として活用している。
組織・体制の整備状況 (定員・給与等の状況)	保健・福祉及び産業振興、住民協働等について充実・専門化を行う一方、組織・機構の簡素化を実施している。給与についてはH18.4から新制度を導入したが、格差是正は行っていない。旧市町村間の業務内容が異なっていたことから、合併後の職員配置等に苦慮している。	住民協働の分野を充実する一方で、旧鹿児島市の保健福祉体制を見直した。給与については鹿児島市の制度に統一し、一部格差是正を行った。新規採用枠抑制の中でのバランスのとれた職員配置や研修体制の充実が課題である。
議会運営等の状況 ・審議の充実状況 ・定数・在任特例等の適用	特例定数44名(条例定数34名)。合併前と比較して議会の会期、質問日数等が増加した。	特例定数55名(条例定数50名)。編入された町と比較して議会の会期、質問日数、委員会数が増加した。また、議会図書室が充実された。
地域振興施策の状況 ・地域自治組織の設置 ・行事・伝統芸能の伝承 ・コミュニティ組織活動助成	郷土芸能保存団体等への助成を実施。小学校区単位の地区コミュニティ協議会を設置している。	郷土芸能等への助成を実施。旧5町単位の地域まちづくり会議及び新市全体のかごしままちづくり会議を設置している。
住民サービスの状況 ・使用料・手数料・保険料等 ・サービス水準 公共的団体の統合状況	使用料・手数料は地域における変動があった。サービス水準については見直しを求める声が強かったが、一定の措置により合併前の水準は確保。また、使用料・手数料は全面的に見直し、平成19年7月から改定する。公共的団体等については文化協会や体育協会等は統合済みであるが、土地改良区などの統合が今後の課題である。補助金についても、白紙検討方式により見直し、新たに提案公募型補助金制度を創設した。	使用料・手数料は地域における変動があった。サービス水準については合併前の水準は確保。公共的団体等については社会福祉協議会や獣医師会等については統合済みであるが、商工会・商工会議所は統合されていない。公共的団体に対する助成については旧鹿児島市の水準で統一した。

合併後の市町の取組等

	薩摩川内市	鹿児島市
行財政効率化の状況 ・職員数の削減, 人件費抑制 ・事務事業見直し	計画に従い改革を進めており, 一定の成果が表れている。	計画に従い改革を進めており, 職員数の削減については一定の成果が表れている(他の項目の実績については記載なし)。
権限移譲の状況(権限移譲プログラムによるもの)	H18.4から移譲 6法令6項目99事務 H19.4から移譲 8法令9項目77事務(特定非営利法人設立認証, 建築確認事務等)	H18.4から移譲 2法令2項目15事務(農地転用許可事務等) H19.4から移譲 2法令3項目4事務
その他(合併効果, 課題, 要望等含む)	離島と本土の交流や蘭牟田瀬戸架橋の建設着工の合併による積極的な効果が生じた。補助施設の転用・廃止に係る補助金適化法の規制緩和を要望している。	人件費, 物件費について合併によるスケールメリットによる削減があった。合併による観光ポテンシャルの向上があった。

合併後の市町の取組等

	さつま町	湧水町
市町村計画の実施状況	計画変更はなく、中止した事業もないが、事業のローリングを実施している。 平成18年3月に町総合振興計画を策定	計画変更はなく、中止した事業もない。
役場・支所等の状況 ・庁舎方式等 ・空きスペースの活用方法	総合支所方式を継続しており、合併直後と本庁・支所の職員配置割合は同程度である。現在、行財政効率化を図るため、本庁方式への移行を検討中。旧町庁舎等の空きスペースについては、書庫として活用している。	総合支所方式を継続しており、合併直後と本庁・支所の職員配置割合は同程度である。旧町庁舎等の空きスペースについては、会議室として活用している。
組織・体制の整備状況 (定員・給与等の状況)	各部課内の管理部門の整理統合を実施。給与格差については中長期的に是正する予定。	産業振興及び財政面について充実・専門化を行った。給与については格差是正について検討中である。
議会運営等の状況 ・審議の充実状況 ・定数・在任特例等の適用	特例定数28名(条例定数26名)。合併前と比較して議会の質問日数が増加した。	特例なし。議会運営についても合併前と変化はない。
地域振興施策の状況 ・地域自治組織の設置 ・行事・伝統芸能の伝承 ・コミュニティ組織活動助成	各行事等への人的支援(地域窓口職員制度)を実施している。地域審議会を設置。 地域活動支援事業により地域の自主活動の支援を行っている。	地域単位のイベント等の実施、支援をしている。地域審議会を設置
住民サービスの状況 ・使用料・手数料・保険料等 ・サービス水準 公共的団体の統合状況	使用料・手数料は地域によっては引き上げられたが、事前の住民説明により大きな混乱はなかった。サービス水準については総合支所の活用により、合併前の水準は確保。公共的団体等については統合済みであり、助成については一定額を定めているが、運営補助団体等については、行財政改革により助成額の見直しを進めている。	使用料・手数料は地域における変動があった。サービス水準については合併前の水準は確保。公共的団体等については統合済みであり、助成制度については検討中である。

合併後の市町の取組等

	さつま町	湧水町
行財政効率化の状況 ・職員数の削減, 人件費抑制 ・事務事業見直し	職員定数の削減は一定の成果が表れている。行政改革実施計画の策定により短期・長期の目標設定を行い, 実施に向け取り組んでいる。事務事業についても, 見直しのための評価を行うよう計画している。	集中改革プランについて, 18年度中に作成, 公表予定。
権限移譲の状況(権限移譲プログラムによるもの)	該当なし	H18.4から移譲 1法令1項目1事務 H19.4から移譲 1法令1項目3事務
その他(合併効果, 課題, 要望等含む)	新町での行事の実施による一体感の醸成。 地域活動の活発化と波及効果が現われている。 市町村合併と同時に進められている国の構造改革の名のもとに地方交付税等が大幅に削減されてきたが, 地方の財政基盤は構造的に脆弱であり, 地方に財政的な制度改善はなされず据え置かれてきた。現在の地方税法等による地方への財源配分を見直さない限り, 小規模市町村と大都市との格差が広がってきている。 当面災害復興対策に関する支出増への対応が課題	

合併後の市町の取組等

	錦江町	南大隅町
市町村計画の実施状況	計画変更はなく、中止した事業もない。(計画策定段階で事業実施予定年度を設定していない)	計画変更はなく、中止した事業もない。(計画策定段階で事業費の算定はしていない)
役場・支所等の状況 ・庁舎方式等 ・空きスペースの活用方法	総合支所方式を継続しており、合併直後からすると支所に配置される職員が減少している。旧町庁舎等の空きスペースについては、一部は会議室として活用しているが、活用方針が決まっていないスペースもある。	総合支所方式を継続しており、合併直後からすると支所に配置される職員が減少している。旧佐多町議会が空きスペースとなっているが、年1回定例会を開催することから、特別な活用方針は考えていない。
組織・体制の整備状況 (定員・給与等の状況)	支所管轄区域の振興及び行財政改革の推進を図るための部署を新設するとともに、各部課内の管理部門を整理統合した。給与については手当の見直し及び格差是正のための調整を行った。	観光振興のための課を新設した。組織のフラット化を行った。給与については合併前に調整を行い、不要な手当の見直しや格差是正を行ったため、合併後の調整はない。
議会運営等の状況 ・審議の充実状況 ・定数・在任特例等の適用	特例定数20名(条例定数16名)。合併前と比較して議会での質問、議員提案、委員会数が増加した。	特例なし。議会の質問日数、委員会数が増加した。
地域振興施策の状況 ・地域自治組織の設置 ・行事・伝統芸能の伝承 ・コミュニティ組織活動助成	地域単位のイベント等の実施、支援をしている。地域のコミュニティ活動を行う団体への支援を実施している。	地域単位のイベントや公共的団体、地域のコミュニティ活動団体に対する支援を実施している。
住民サービスの状況 ・使用料・手数料・保険料等 ・サービス水準 公共的団体の統合状況	使用料・手数料は引き上げを行ったものがある(引き下げを求める声が強かった)。保健・福祉の分野で旧1町のみで実施していたサービスを新町全体に拡大する一方、サービス水準の低い旧町の水準に統一したものもある。公共的団体については既に統合済みまたは統合が決定しており、助成を行っている。	上水道使用料を引き下げた。電子申請システムを導入し、役場での待ち時間を短縮した。公共的団体は文化協会や体育協会等は統合済みであるが、商工会の統合はなされていない。公共的団体への助成については旧根占町の水準に統一した。

合併後の市町の取組等

	錦江町	南大隅町
行財政効率化の状況 ・職員数の削減, 人件費抑制 ・事務事業見直し	計画に従い改革を進めており, 職員数の削減や各種手当、旅費日当の見直しについては一定の成果が表れている。補助金等審査判定シートによる補助金の見直し、予算編成方法の見直し(予算枠配分)を行った。	目標については設定しているが, 実績は記載なし。
権限移譲の状況(権限移譲プログラムによるもの)	該当なし	該当なし
その他(合併効果, 課題, 要望等含む)		合併による観光ポテンシャルの向上を活かすため, 商工観光課を新設。

合併後の市町の取組等

	日置市	曾於市
市町村計画の実施状況	計画変更はなく、中止した事業もない。(計画策定段階で事業実施予定年度を設定していない)	計画変更はなく、中止した事業もない。
役場・支所等の状況 ・庁舎方式等 ・空きスペースの活用方法	総合支所方式を継続しており、合併直後からすると本庁の職員数の配置割合が高くなっている。旧町庁舎等の空きスペースについては、一部は書庫や会議室として活用しているが、セキュリティ面の問題等から活用方法が決まっていないスペースもある。	総合支所方式を継続しており、合併直後と本庁・支所の職員配置割合は同程度である。旧町庁舎等の空きスペースについては会議室として活用している。
組織・体制の整備状況 (定員・給与等の状況)	保健・福祉及び教育等について充実・専門化を行う一方、組織・機構の簡素化を実施している。給与については合併前に調整を行い、不要な手当の見直しや格差是正を行ったため、合併後の調整はない。各種研修を実施しているが、管理職の育成が課題である。	総務課が所管していた財政業務を独立させ、財政課を新設した。給与については合併前に調整済み。
議会運営等の状況 ・審議の充実状況 ・定数・在任特例等の適用	特例なし。議会の会期日数、質問日数、委員会数が増加した。	在任特例(5ヶ月)。議会運営については特に合併前と変わらない。
地域振興施策の状況 ・地域自治組織の設置 ・行事・伝統芸能の伝承 ・コミュニティ組織活動助成	イベント等への人的支援や各種団体への助成金の支給を行っている。	まちづくり審議会を設置
住民サービスの状況 ・使用料・手数料・保険料等 ・サービス水準 公共的団体の統合状況	ゴミ処理手数料について、地域によって変動があった。サービス水準については向上したもの、地域によっては低下したものの両方ある。公共的団体については文化協会や体育協会等は統合済みであるが、商工会の統合はなされていない。	一部地域で介護保険料が前年度比1.3倍となり、苦情が多かった。公共的団体については統合済みであり、助成については統一した。

合併後の市町の取組等

	日置市	曾於市
行財政効率化の状況 ・職員数の削減, 人件費抑制 ・事務事業見直し	目標については設定しているが, 実績は記載なし。	計画に従い改革を進めており, 一定の成果が表れている。
権限移譲の状況(権限移譲プログラムによるもの)	H18.4から移譲 2法令3項目3事務 H19.4から移譲 3法令3項目11事務	該当なし
その他(合併効果, 課題, 要望等含む)		旧大隅町地域にコミュニティバスの運行を開始(H19. 3)。市民祭等のイベントをひとつにまとめたことで, イベントの規模が大きくなった。

合併後の市町の取組等

	肝付町	いちき串木野市
市町村計画の実施状況	計画変更はなく、中止した事業もない。	計画変更はなく、中止した事業もない。
役場・支所等の状況 ・庁舎方式等 ・空きスペースの活用方法	総合支所方式を継続しており、合併直後と本庁・支所の職員配置割合は同程度である。旧町庁舎等の空きスペースについては一部は社協が活用しているが、その他は活用方策は決まっていない。	総合支所方式を継続しており、合併直後と本庁・支所の職員配置割合は同程度である。旧町庁舎等の空きスペースについては図書室、資料展示室、倉庫等として活用している。
組織・体制の整備状況 (定員・給与等の状況)	企画課が所管していたまちづくりについて、まちづくり推進室を新設した。また、各旧町ごとのセクションの設置や各部課内の管理部門の整理統合を行った。給与については合併前に調整を行い、不要な手当の見直しや格差是正を行った。職員数減少の中で、長期研修等への参加が困難な状況にある。	合併による業務の増大等に対応するため、課と係を新設する一方、各部課内の管理部門を整理統合した。給与については合併前に調整を行い、不要な手当の見直しや格差是正を行ったため、合併後の調整はない。
議会運営等の状況 ・審議の充実状況 ・定数・在任特例等の適用	在任特例(10ヶ月)。議会運営については特に合併前と変わらない。	特例なし。議会運営については特に合併前と変わらない。
地域振興施策の状況 ・地域自治組織の設置 ・行事・伝統芸能の伝承 ・コミュニティ組織活動助成	地域単位のイベント等の実施、支援をしている。	自治公民館補助金の統一を進めている状況である。
住民サービスの状況 ・使用料・手数料・保険料等 ・サービス水準 公共的団体の統合状況	検診手数料について地域によって変動があった。旧内之浦町では一部サービス水準が向上したものがある。本所と支所間に1日2回の連絡便を出している。公共的団体については文化協会や体育協会等は統合済みであるが、商工会の統合は平成20年4月統合となっている。公共的団体への助成については調整中である。	使用料・手数料は地域における変動があった。サービス水準については旧市町の庁舎に窓口を確保することにより、合併前の水準は確保。公共的団体等については統合について調整中であり、助成制度については統一済みである。

合併後の市町の取組等

	肝付町	いちき串木野市
行財政効率化の状況 ・職員数の削減, 人件費抑制 ・事務事業見直し	計画に従い改革を進めており, 一定の成果が表れている。	現在, 計画等作成中。
権限移譲の状況(権限移譲プログラムによるもの)	H18.4から移譲 1法令2項目2事務 H19.4から移譲 1法令1項目81事務	H18.4から移譲 5法令6項目16事務 H19.4から移譲 1法令1項目81事務
その他(合併効果, 課題, 要望等含む)	旧両町職員の交流による職員能力の向上を図っている。合併による観光資源の増加を活用したツアーを実施。扶助費, 公債費の削減が困難。ベテラン職員の退職による行政サービスの低下を懸念。	

合併後の市町の取組等

	霧島市	南さつま市
市町村計画の実施状況	公園整備事業を中止する一方、地域活性化補助と乳幼児医療助成は計画以上に充実した取組を実施している。現段階では市町村計画の見直し等については必要ない。	●現在までのところ、計画変更はなく、中止した事業もない。 ●新市まちづくり計画を尊重して作成される総合振興計画を現在策定中である。(平成19年4月決定予定)
役場・支所等の状況 ・庁舎方式等 ・空きスペースの活用方法	総合支所方式を継続しており、合併直後からすると本庁の職員数の配置割合が高くなっている。業務効率化のため、平成20年1月からは分庁方式へ移行する予定。旧町庁舎等の空きスペースについては、会議室、図書室、ミニホール等として活用している。	●総合支所方式により運営されており、旧市役所・役場等は本庁及び支所として活用されている。 ●旧町庁舎等の空きスペースについては一部展示室や会議室等として活用しているが、その他は活用方策について検討中である。
組織・体制の整備状況 (定員・給与等の状況)	合併による業務の増大等に対応するため、課と係を新設した。給与については合併前に調整を行い、不要な手当の見直しや格差是正を行ったため、合併後の調整はない。	1新設した組織について ●企画政策部：市町合併後のまちづくり推進のため新設 ●行政改革課：効率的な行政運営に向けた行財政の改革推進と市町合併後の未調整項目の管理を行うため企画政策部に新設 ●文化課：広域化による伝統文化財などの調査保存管理のため新設 ●新産業創造室：特区を活用した新たな産業の推進のため産業振興部に新設 ●文書法制係：庁内の文書管理及び条例規則の制定改廃等の円滑な業務進行のため総務部総務課に新設 ●各支所 地域振興課：各支所の地域振興を図るため新設 2職員定員の状況 ●職員定員適正化計画を策定し、計画を推進する。 (H17.11.7合併時762人⇒H27年度末560人) 3給与等の状況 ●現在調整中
議会運営等の状況 ・審議の充実状況 ・定数・在任特例等の適用	特例定数48名(条例定数34名)。合併前と比較して議会の会期日数、質問日数が増加した。	特例定数27名(条例定数26名)。合併前と比較して会期日数、議員提案が増加し、議会図書室が充実された。
地域振興施策の状況 ・地域自治組織の設置 ・行事・伝統芸能の伝承 ・コミュニティ組織活動助成	各種団体への支援を実施。地域審議会の設置。	各種イベント、各種団体への支援を実施。また、地域振興のための課を新設。地域審議会の設置。
住民サービスの状況 ・使用料・手数料・保険料等 ・サービス水準 公共的団体の統合状況	使用料・手数料は原則的には変動なしであるが、旧市町の制度を調整・統一する過程で個人ごとの変動は生じている。サービス水準については地域によって一部低下はあるが、基本的に合併前の水準は確保。公共的団体等については社会福祉協議会やシルバー人材センター等は統合済みであるが、商工会・商工会議所の統合はなされていない。公共的団体への助成については旧国分市の制度に統一済みである。	1住民サービスの状況 ●関係市町の基準に基づき調整を図ったが、住民票発行等の手数料が一部地域について引き上げられた。 ●はり灸等助成事業など、地域によってはこれまで実施していなかった事業について、合併により新市全体でサービスが受けられるようになった。 ●情報のネットワーク化により、旧市町界を超えた本庁、支所、出張所で住民票や戸籍、各種証明の取得が可能となった。 2公共的団体の統合状況 ●消防団、社会福祉協議会、老人クラブなど、公共的団体の統合が着実に進められているとともに、未統合の団体についても統合を促進している状況である。

合併後の市町の取組等

	霧島市	南さつま市
行財政効率化の状況 ・職員数の削減, 人件費抑制 ・事務事業見直し	現在, 計画等作成中。	現在, 計画等作成中。
権限移譲の状況(権限移譲プログラムによるもの)	H19.4から移譲 14法令15項目176事務(特定非営利法人設立認証, 建築確認事務等)	平成19年4月1日から県より権限移譲【4法令5項目96事務】 【項目名】 ●町、字の新設、廃止、名称変更に関する事務 ●新たに生じた土地の確認 ●特定工場に関する届出の処理、着手期間短縮承認 ●農事組合法人の設立、定款変更などの届出の処理 ●土地改良区の設立、合併、解散に関する事務
その他(合併効果, 課題, 要望等含む)	管理部門の業務が集約されたことにより, 住民サービス部門に職員を配置することができた。事務事業調整について合併協議会で決定された事項について見直しを行う必要なものがある。	1合併効果 ●本庁・支所等の窓口及び文化・スポーツ施設の増加による利便性の向上や有効活用が図れるとともに、生涯学習やパソコン講座等の選択肢の拡大や芸術文化の鑑賞機会の拡大など、サービスの多様化を図ることができる。 ●公的団体(消防団、社会福祉協議会、PTA、体育協会等)の統一や各種イベント(市誕生記念式典、成人式、出初式、小学校陸上記録会等)の開催による新市の一体感の醸成が図られる。 ●道路整備や観光振興、国際交流、男女共同参画など広域的なまちづくりを推進できるとともに、地域資源の情報集約や特産品販売による地域ブランドの強化につながる。 ●国・県からの財政支援措置や三役・議員・各種委員・職員等の減による人件費等の削減、一括発注による経費の削減など、行財政の効率化を図ることができる。 2課題 ●厳しい財政状況に対応するため、財政健全化計画の推進をはじめ、定員適正化の推進や組織機構の再編、事務事業の見直し、職員の意識改革など、行財政改革の推進が課題となっている。

合併後の市町の取組等

	鹿屋市	指宿市
市町村計画の実施状況	計画変更はなく、中止した事業もない。	計画変更はなく、中止した事業もない。
役場・支所等の状況 ・庁舎方式等 ・空きスペースの活用方法	総合支所方式を継続しており、合併直後と本庁・支所の職員配置割合は同程度である。旧町庁舎等の空きスペースについては一部会議室、書庫として活用しているが、その他は活用方策が決まっていない。	総合支所方式を継続しており、合併直後と本庁・支所の職員配置割合は同程度である。旧町庁舎等の空きスペースについては一部会議室、書庫等として活用しているが、その他は活用方策が決まっていない。
組織・体制の整備状況 (定員・給与等の状況)	合併、権限移譲、国の制度改正等に対応するため国保介護課、地域振興課を新設するとともに、スタッフ制の導入、各部課内の管理部門の整理統合を行った。給与については、合併を機に手当等の見直しはしたが、格差是正については勤務評価制度の導入に併せて取り組む予定。	合併による業務の増大等に対応するため、課と係を新設する一方、各部課内の管理部門の整理統合を行った。給与については民間賃金を踏まえ引き下げを行ったが、格差は依然あり、現在是正策検討中。
議会運営等の状況 ・審議の充実状況 ・定数・在任特例等の適用	在任特例(4ヶ月)。議会運営については質問日数が増加した。	特例なし。議会運営については特に合併前と変わらない。
地域振興施策の状況 ・地域自治組織の設置 ・行事・伝統芸能の伝承 ・コミュニティ組織活動助成	地域自治区の設置。	地域審議会の設置。
住民サービスの状況 ・使用料・手数料・保険料等 ・サービス水準 公共的団体の統合状況	国保税、介護保険料について地域によって引き上げがあった。サービス水準は合併前とほぼ同レベルであるが、一部高い水準や新たな水準に統一したものもある。公共的団体等の統合及び当該団体への助成については現在調整中。	公共施設の使用料について、地域によって変動があった。旧1町のみで行われていたサービスについて、廃止状態のものもある。公共的団体については統合済みであり、助成については調整中。

合併後の市町の取組等

	鹿屋市	指宿市
<p>行財政効率化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員数の削減, 人件費抑制 ・事務事業見直し 	<p>職員数削減と民間委託について目標を設定し, 実績も表れている。</p>	<p>現在, 計画等作成中。</p>
<p>権限移譲の状況(権限移譲プログラムによるもの)</p>	<p>H19.4から移譲 9法令10項目120事務(特定非営利法人設立認証事務等)</p>	<p>H19.4から移譲 8法令9項目50事務</p>
<p>その他(合併効果, 課題, 要望等含む)</p>	<p>効果として、10万都市となり、イメージアップが図られたこと。 課題として、自立都市の想像に向けた地域経済の活性化、差異の残るサービス水準の早期統一、整備の遅れている学校施設、道路等の整備がある。</p>	<p>合併による観光ポテンシャルの向上。イベント等への参加者の増加。旧市町間で相違があった自治公民館の取扱いの統一調整困難。商工会と商工会議所の統合困難。</p>

合併後の市町の取組等

	志布志市	出水市
市町村計画の実施状況	計画変更はなく、中止した事業もない。	計画変更はなく、中止した事業もない。
役場・支所等の状況 ・庁舎方式等 ・空きスペースの活用方法	総合支所方式を継続しており、合併直後と本庁・支所の職員配置割合は同程度である。旧町庁舎等の空きスペースについては会議室として活用している。	総合支所方式を継続しているが、合併後事務の効率化を図るため組織機構の見直しについて協議中。旧町庁舎等の空きスペースについては一部会議室、書庫等として活用しているが、その他は活用方策が決まっていない。
組織・体制の整備状況 (定員・給与等の状況)	合併による業務の増大等に対応するため、課と係を新設する一方、総務等の管理部門を本庁に集めた。給与格差については合併前に調整済み。	企画部門が所掌していた行政改革について、課と係を新設する一方、各部課内の管理部門を整理統合。給与については、合併を機に手当の見直し、格差是正を行った。
議会運営等の状況 ・審議の充実状況 ・定数・在任特例等の適用	特例定数33名(条例定数24名)。合併前と比較して質問日数が増加。	特例なし。議会の会期日数、質問日数、委員会数が増加した。
地域振興施策の状況 ・地域自治組織の設置 ・行事・伝統芸能の伝承 ・コミュニティ組織活動助成	旧町の自治会組織を継続するとともに、新たにまちづくり委員会を設置。	各種イベント、各種団体への助成を実施。地域審議会設置。
住民サービスの状況 ・使用料・手数料・保険料等 ・サービス水準 公共的団体の統合状況	使用料・手数料は地域における変動があった。サービス水準については合併前の水準は確保。公共的団体等については統合済みであり、助成制度については統一済みである。	使用料・手数料及びサービス水準ともに地域における変動があった。合併に伴う面積拡大によるサービス低下を防ぐため本庁と支所の連絡体制の整備を行っている。公共的団体等の統合については調整中であり、助成制度については統一済みである。

合併後の市町の取組等

	志布志市	出水市
行財政効率化の状況 ・職員数の削減, 人件費抑制 ・事務事業見直し	現在, 計画等作成中。	行政改革大綱、定員適正化計画を策定済
権限移譲の状況(権限移譲プログラムによるもの)	H19.4から移譲 1法令2項目2事務	H19.4から移譲 4法令4項目17事務
その他(合併効果, 課題, 要望等含む)		合併を機に社会体育事業等において住民が主体となり運営を行うようになったものがあり, 住民主導による地域活性化の動きがある。

合併後の市町の取組等

	奄美市	長島町
市町村計画の実施状況	計画変更はなく、中止した事業もない。また、地域再生計画や公募型提案事業、地域イントラネットについては計画以上に充実した取組を行っている。	計画変更はなく、中止した事業もない。
役場・支所等の状況 ・庁舎方式等 ・空きスペースの活用方法	総合支所方式を継続しており、合併直後と本庁・支所の職員配置割合は同程度である。旧町庁舎等の空きスペースについては会議室、書庫等として活用している。	分庁方式(総合支所機能を付加)を継続しており、合併直後と両庁舎の職員配置割合は同程度である。庁舎の空きスペースは会議室として利用している。
組織・体制の整備状況 (定員・給与等の状況)	介護保険、行政改革について新課を設置する一方、スタッフ制の導入、組織のフラット化、各部課内の管理部門の整理統合を行った。給与については合併前に全体的な見直しを行い調整済み。	組織の専門化や新たな課の設置等は現在のところ行っていない。合併を機に時間外手当の削減を図るとともに、旧両町の格差是正に取り組んでいる。
議会運営等の状況 ・審議の充実状況 ・定数・在任特例等の適用	在任特例(20ヶ月)。議会運営については会期日数、質問日数が増加した。	定数特例。合併前と比較して質問日数、委員会数が増加した。
地域振興施策の状況 ・地域自治組織の設置 ・行事・伝統芸能の伝承 ・コミュニティ組織活動助成	地域コミュニティ団体への助成を実施。地域自治区の設置。	イベント等の実施、支援。
住民サービスの状況 ・使用料・手数料・保険料等 ・サービス水準 公共的団体の統合状況	国保税について地域によって変動が生じた。サービスについては集団検診や農業後継者育成等の水準が引き上げられた。公共的団体等については文化協会や体育協会等は統合済みであるが、商工会・商工会議所の統合はなされていない。公共的団体への助成については調整中。	使用料・手数料については基本的に変動なし。サービス水準については一部変動あり。公共的団体等は統合済みであり、当該団体への助成については調整済み。

合併後の市町の取組等

	奄美市	長島町
行財政効率化の状況 ・職員数の削減, 人件費抑制 ・事務事業見直し	現在, 計画等作成中。	目標については設定しているが, 実績は記載なし。
権限移譲の状況(権限移譲プログラムによるもの)	該当なし	H19.4から移譲 5法令5項目35事務 (福祉事務所を設置し, 生活保護の認定事務等を行う。)
その他(合併効果, 課題, 要望等含む)	合併により旧市町村が個別に実施していた事業を効率的に実施できるようになった。	